

ミロク情報サービスの証憑書類保管・電子契約クラウドサービス 『MJS e-ドキュメント Cloud』、 JIIMA「電子取引ソフト法的要件認証」を取得

財務・会計システムおよび経営情報サービスを開発・販売する株式会社ミロク情報サービス(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:是枝 周樹、以下「MJS」)は、電子帳簿保存法対応の証憑書類保管・電子契約クラウドサービス『MJS e-ドキュメント Cloud(エムジェイエス イー ドキュメント クラウド)』が、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下、「JIIMA」)より「電子取引ソフト法的要件認証」を取得したことをお知らせいたします。

電子取引ソフト法的要件認証制度とは、国税関係書類をコンピュータで作成し、電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェアおよびソフトウェアサービスが電子帳簿保存法(以下、「電帳法」)の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものをJIIMAが認証するものです。

今回の認証取得により、『MJS e-ドキュメント Cloud』が公正な第三者機関のチェックのもと法的要件を満たしていることが認められ、お客さまは、電帳法の要件を個々にチェックすること無く、より一層安心して、電子取引データや証憑書類等の電子書類の保管および電子契約の締結に本製品を活用することができます。

MJSは、サステナビリティ基本方針の一つ目に「DX推進による地球環境への貢献」を掲げ、事業活動を通じてDXを推進し、生産性の向上およびペーパーレス化などのお客さまの環境負荷軽減に継続的に取り組んでいます。今後も、各種法改正への対応をはじめ、お客さまのニーズに即した製品・サービスの開発および提供を通じ、会計事務所と顧問先企業ならびに中堅・中小企業の業務効率化、生産性向上を支援してまいります。

【MJSの電子帳簿ソフト法的要件認証取得製品について】

<https://www.mjs.co.jp/topics/lp/jiima/>



令和3年改正法令基準

※この認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

■ **株式会社ミロク情報サービス(MJS)について** (<https://www.mjs.co.jp/>)

全国の会計事務所と中堅・中小企業に対し、経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報サービスを提供しています。現在、約 8,400 の会計事務所ユーザーを有し、財務会計・税務を中心とした各種システムおよび経営・会計・税務等に関する多彩な情報サービスを提供しています。また、中堅・中小企業に対して、財務を中心とした ERP システムおよび各種ソリューションサービスを提供し、企業の経営改革、業務改善を支援しており、現在、約 10 万社の中堅・中小企業ユーザーを有しています。

【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社ミロク情報サービス
社長室 経営企画部 広報・IR グループ 宮城・安藤
Tel : 03-5361-6309
Fax : 03-5360-3430
E-mail : press@mjs.co.jp